

京都府いじめ調査委員会調査報告書の概要について

京都府文化スポーツ部文教課

平成30年度「京都府いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という）において「再調査」を実施した調査結果報告書（令和元年8月9日付け）の概要です。

本件に関しましては、いじめを受けていた生徒本人は、新たな環境で生活を送られており、公表による心理的負担を軽減するため、事案の詳細の公表は差し控えさせていただきます。また、関係者への取材等もご遠慮願います。

1 事案の経緯及び概要

平成28年度に府内私立中学校に通っていた生徒（当時中3：以下「本件生徒」という。）が、クラスメイトから陰口や仲間外れ等のいじめ行為を受け、自傷行為を行い不登校となったことを受け、学校は、重大事態として、学校法人において第三者調査委員会による調査を行ったが、本件生徒側が、当該調査結果を不服として、府に再調査を求め、調査委員会での再調査を決定した。

2 調査委員会（再調査）での調査結果概要

(1) 平成30年7月～令和元年7月まで計13回の調査委員会を開催し、関係者等のヒアリング、資料調査等を行い、いじめ行為の認定・学校対応等について協議し、学校に対する提言をまとめた。

①いじめ行為の認定

いじめ行為の認定にあたり、申し出のあったいじめ行為の個々の事実をすべて特定することは不可能ではあるが、本件生徒にとっては、いじめ行為の認定に至らないものも含めた一連行為の状況全体が「いじめ」であったといえ、当委員会が認定した「いじめ」行為は、こうした状況下で起きた出来事の、ごく一部分にすぎないと、当委員会は判断するものである。

②学校対応の課題

- ・いじめ問題に取り組む姿勢・体制が不十分であり、本件生徒保護者への説明が二転三転し事態の混乱を招いた。
- ・本事案をいじめとその重大事態としての認識し、対応する時期が遅かった。
- ・被害者生徒の心情に寄り添う姿勢が欠落していた。

(2) 調査委員会から学校への提言

- ・組織的な対応の徹底
- ・教職員に対する適切な研修の実施
- ・いじめやいじめに繋がる事態の早期把握のための方策の実施
- ・保護者や生徒を対象のいじめ防止の学習会等の実施
- ・不登校になった生徒の再登校できる環境の整備

3 京都府の対応

- ・学校に対し、本報告書の提言を受けた取組等についての報告を求める。

○ 京都府いじめ委員会委員名簿（再調査分）

氏名	所属等	備考
伊藤悦子	京都教育大学教授	
小松 琢	弁護士（京都弁護士会）	
菅佐和子	臨床心理士（京都大学名誉教授）	
友久久雄	精神科医（龍谷大学・京都教育大学名誉教授）	委員長
原 清治	佛教大学教授 京都教育大学大学院連合教職実践研究科教授	
北村幸裕	弁護士（京都弁護士会）	臨時委員
野澤 健	弁護士（京都弁護士会）	臨時委員

（所属等は再調査終了時点）